

令和 6 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 7 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5675〕

① 件 名 建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び低炭素建築物新築等計画認定に係る申請手数料の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） 【背景】 令和 4 年 6 月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」により、令和 7 年 4 月以降に着工する原則全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることとなった。 【目的】 改正法に基づき、石巻市手数料条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 【根拠法令】 石巻市手数料条例（平成 17 年条例第 65 号） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） 令和 4 年 6 月 改正法の公布 令和 6 年 1 月 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定（国土交通省住宅局 参事官事務連絡）
⑤ 主な内容 （１）建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）について 住宅及び複合建築物について、省エネ適判に係る申請手数料を追加する。 非住宅について、省エネ適判の軽微な変更に係る申請手数料を追加する。 （２）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）について 性能向上計画認定について、省エネ計算に仕様・計算併用を用いた場合の申請手数料を追加する。 （３）低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素認定」という。）について 低炭素認定について、申請手数料を性能向上計画認定の申請手数料と同額に変更する。 ※（１）の手数料については別紙 1、（２）及び（３）の手数料については別紙 2 を参照。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） 【影響・効果】 申請区分に応じて、適切な手数料を徴収することができる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討 【宮城県内の特定行政庁の施行状況】 宮城県、仙台市 令和 6 年第 4 回定例会にて提案（令和 7 年 4 月 1 日施行予定） 大崎市、塩竈市 令和 7 年第 1 回定例会にて提案（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日						
令和 7 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：令和 7 年 4 月 1 日)						
⑨ その他						
【認定等実績（令和 3 年度から令和 5 年度）】						
	R 3		R 4		R 5	
	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
省エネ適判	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 円
性能向上計画認定	7 件	30.8 千円	2 件	8.8 千円	3 件	13.2 千円
低炭素認定	5 件	25 千円	8 件	40 千円	1 件	5 千円